別表十七㈢付表一の記載要領第四号中「又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（第６号において「令和２年旧措置法施行令」という。）第39条の117第２項第４号（外国関係会社に係る租税負担割合の計算）」を削り、同第六号中「又は令和２年旧措置法施行令第39条の117第２項第５号」を削り、同第七号中「又は連結法人が令和２年旧措置法第68条の93の２第11項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合」を削る。

別表十七㈢の二の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「適用対象金額及び課税対象金額等の計算」を「適用対象金額及び課税対象金額の計算」に、「繰越欠損金の当期控除額(30)の計」を「繰越欠損金の当期控除額(30の計)」に、「課税対象金額又は個別課税対象金額(26)×(27)」を「課税対象金額(26)×(27)」に改め、同表の記載要領第一号及び第二号を次のように改める。

１　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の６第１項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

２　「当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額　(4)」の欄は、租税特別措置法第66条の６第２項第２号に規定する特定外国関係会社又は同項第３号に規定する対象外国関係会社に係る租税特別措置法施行令第39条の15第１項第１号又は第２項本文（適用対象金額の計算）の規定により計算した所得の金額又は欠損の金額を記載すること。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

別表十七㈢の二の記載要領第三号中「第39条の15第１項第２号若しくは」を「第39条の15第１項第２号又は」に改め、「又は令和２年旧措置法施行令第39条の115第１項第２号若しくは第２項第８号に掲げる金額」を削り、同第四号中「第39条の15第１項第３号若しくは」を「第39条の15第１項第３号又は」に改め、「又は令和２年旧措置法施行令第39条の115第１項第３号若しくは第２項第15号に掲げる金額」を削り、同第五号中「又は令和２年旧措置法施行令第39条の115第１項第４号」を削り、同第六号中「第39条の15第１項第５号若しくは」を「第39条の15第１項第５号又は」に改め、「又は令和２年旧措置法施行令第39条の115第１項第５号若しくは第２項第18号に掲げる金額」を削り、同第七号中「又は令和２年旧措置法施行令第39条の115第３項」を削り、同第八号中「又は令和２年旧措置法施行令第39条の114第２項第１号（個別課税対象金額の計算等）」を削り、同第九号中「又は連結法人が令和２年旧措置法第68条の93の２第１項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合」を削る。

別表十七㈢の三の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「部分適用対象金額及び部分課税対象金額等の計算」を「部分適用対象金額及び部分課税対象金額の計算」に、「部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額(7)×(8)」を「部分課税対象金額(7)×(8)」に改め、同表の記載要領第一号及び第二号を次のように改める。

１　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の６第６項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

２　「請求権等勘案合算割合　(8)」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の14第２項第１号（課税対象金額の計算等）に定める割合を記載すること。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

別表十七㈢の三の記載要領第三号中「又は令和２年旧措置法第68条の90第６項第１号イ」を削り、同第四号中「又は令和２年旧措置法第68条の90第６項第１号ロ」を削り、同第五号中「又は令和２年旧措置法施行令第39条の117の２第５項第１号」を削り、同第六号中「又は令和２年旧措置法施行令第39条の117の２第５項第２号」を削り、同第七号中「又は令和２年旧措置法第68条の90第２項第６号」を削り、「租税特別措置法第66条の６第２項第７号又は令和２年旧措置法第68条の90第２項第７号」を「同項第７号」に改め、同第八号中「又は令和２年旧措置法施行令第39条の117の２第10項第１号」を削り、同第九号中「又は令和２年旧措置法施行令第39条の117の２第10項第２号」及びただし書を削り、同第十号中「又は令和２年旧措置法施行令第39条の117の２第10項第３号及び第４号」を削り、同第十